

環境総合計画の重点的な点検評価

～健康で安心して暮らせる社会の構築に向けて～

- I 良好な大気環境を確保するために**
- II 良好な水環境を確保するために
- III 化学物質のリスク管理を推進するために

環境農林水産部環境管理室

I 良好な大気環境を確保するために

1. 目標

- 二酸化窒素 (NO₂)
- 微小粒子状物質 (PM2.5)
- 光化学オキシダント (Ox)

2. 現状

3. 課題と解決に向けた取組み

- (1) 反応系の大気汚染 (NO₂、PM2.5、Ox) への対応
- (2) 解体工事に伴うアスベスト飛散防止対策

1. 目標

目標とする年次、指標

〇 年次

2020年度(平成32年度)

〇 指標

- 二酸化窒素(NO_2)の日平均値0.06ppm以下を確実に達成するとともに、0.04ppm以上の地域を改善する
- 微小粒子状物質(PM2.5)の環境保全目標(環境基準)を達成する
- 光化学オキシダント(Ox)濃度0.12ppm(注意報発令レベル)未満を目指す

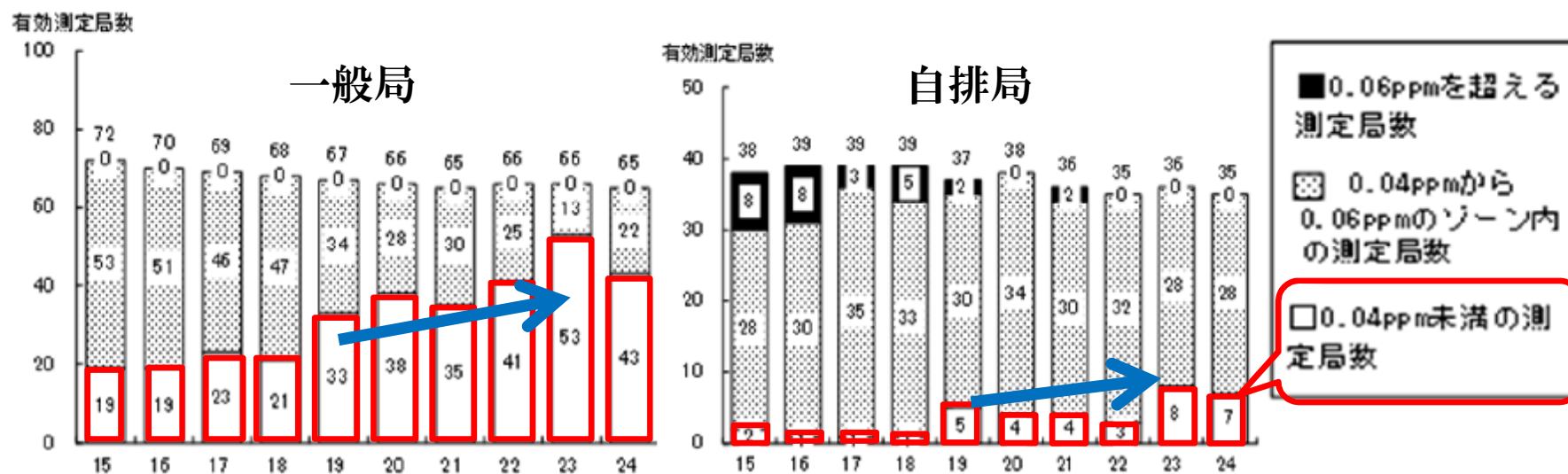


現在課題となっている反応系の大気汚染への対応が必要

2. 現状

二酸化窒素 (NO₂)

- 環境基準は、3年連続で全局達成（一般局は10年連続）
- 0.04ppm未満の局数は、増加傾向



2020年度目標

日平均値0.06ppm以下を確実に達成するとともに、0.04ppm以上の地域を改善

2. 現状

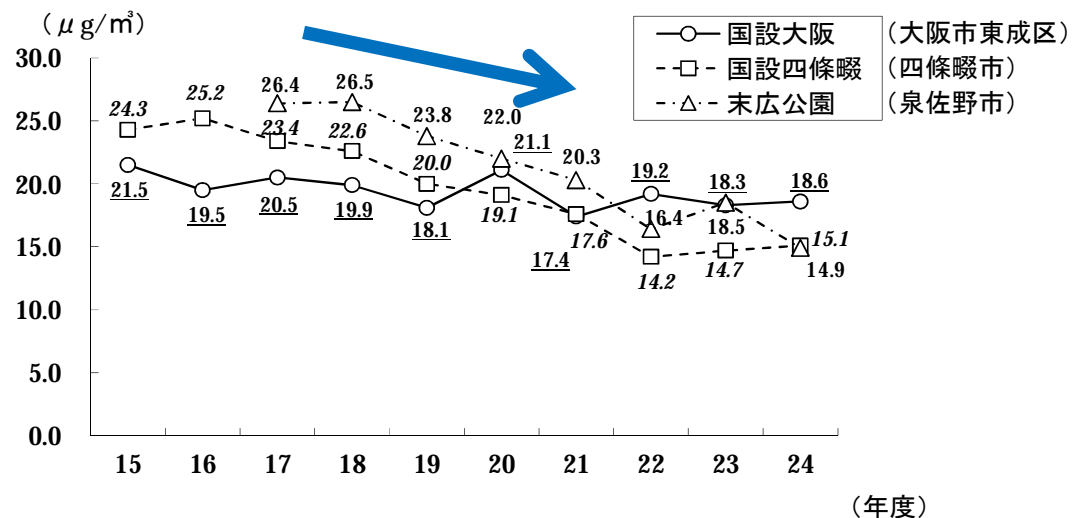
微小粒子状物質 (PM2.5)

〇 SPMの環境基準は全局達成したが、PM2.5は厳しい状況

表. PM2.5の環境基準の達成状況

	平成23年度	平成24年度
環境基準達成局	1	1
有効測定局	7	33

〇 年平均濃度の推移 (非認定局) 緩やかな改善傾向が見られる

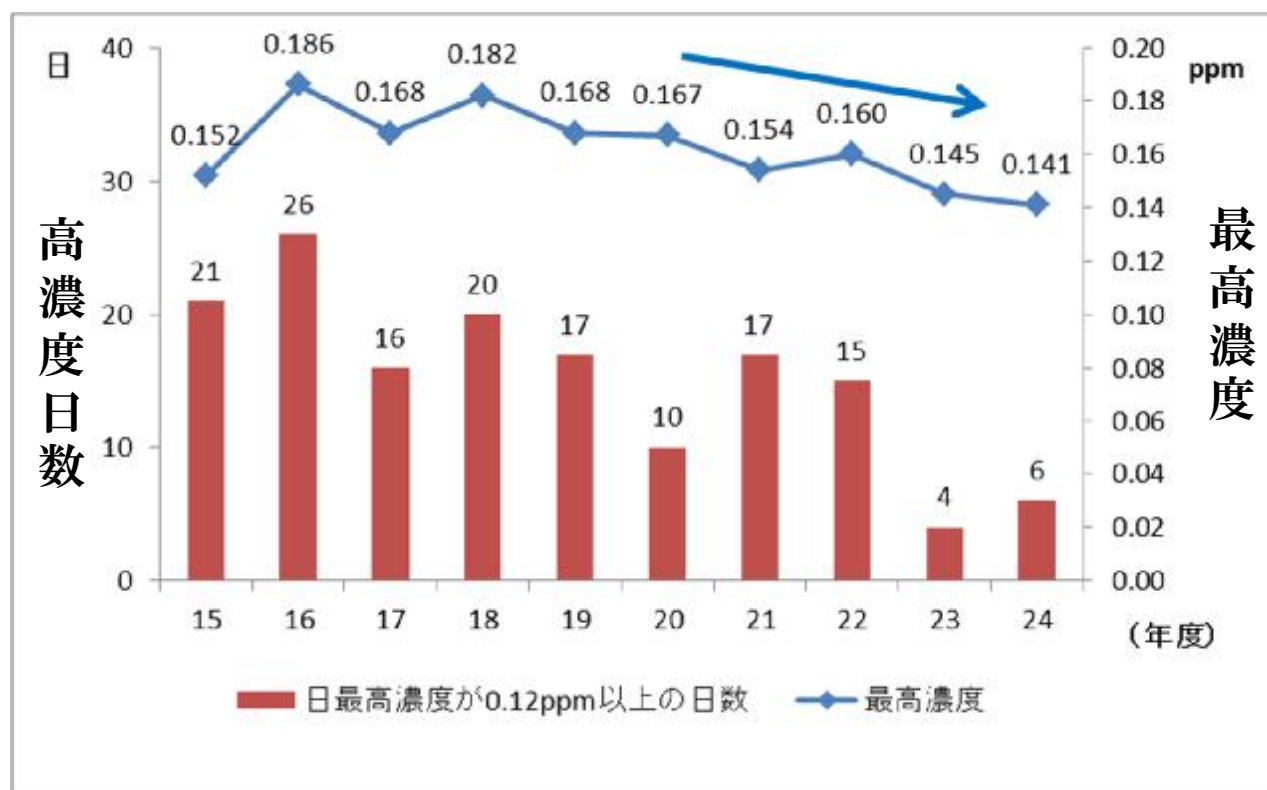


2020年度目標 : 環境保全目標(環境基準)を達成

2. 現状

光化学オキシダント(O_X)

- 0.12ppm以上の濃度は、依然観測されているが、最高濃度や高濃度日数は改善傾向



2020年度目標 : O_x濃度0.12ppm(注意報発令レベル)未満を目指す

3. 課題と解決に向けた取組み

- (1) 反応系の大気汚染(NO₂、PM2.5等)への対応
 - 大阪府自動車NO_x・PM総量削減計画〔第3次〕
 - 流入車規制
 - PM2.5に対する取組み

- (2) 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止
対策の徹底

3-(1). 反応系の大气汚染への対応

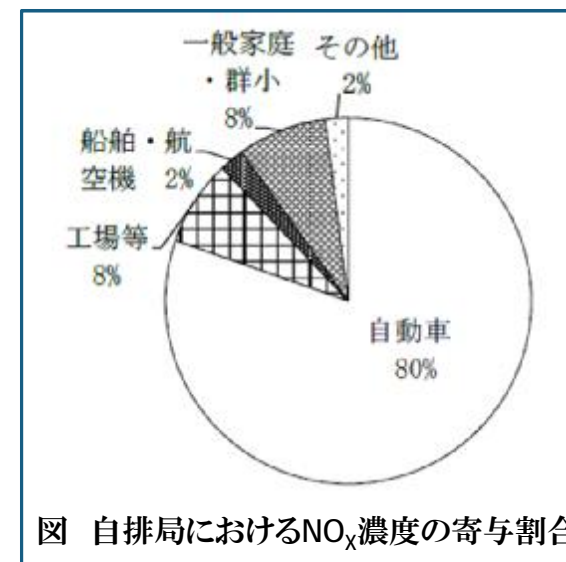
大阪府自動車NO_x・PM総量削減計画〔第3次〕

平成25年6月策定

○ 目標 平成27年度までにNO₂及びSPMの大气環境基準を全ての測定局において継続的・安定的に達成

○ 主な取組み

- ①自動車の適切な点検・整備等による自動車単体規制の推進
- ②車種規制の適正かつ確実な実施、流入車規制の推進
- ③エコカーの導入促進
- ④エコドライブの取組みの推進
- ⑤交通需要の調整・低減(輸送効率の向上)
- ⑥交通流対策(バイパスの整備・交差点改良)
- ⑦普及啓発・環境教育(環境に配慮した自動車利用)



	平成 21 年度(基準年度)	平成 27 年度目標
窒素酸化物(NO _x)排出量	18,130トン	14,420トン(▲2割)
粒子状物質(PM)排出量	910トン	720トン(▲2割)

これらの取組みにより、自排局におけるNO₂等濃度を低減

3-(1). 反応系の大气汚染への対応

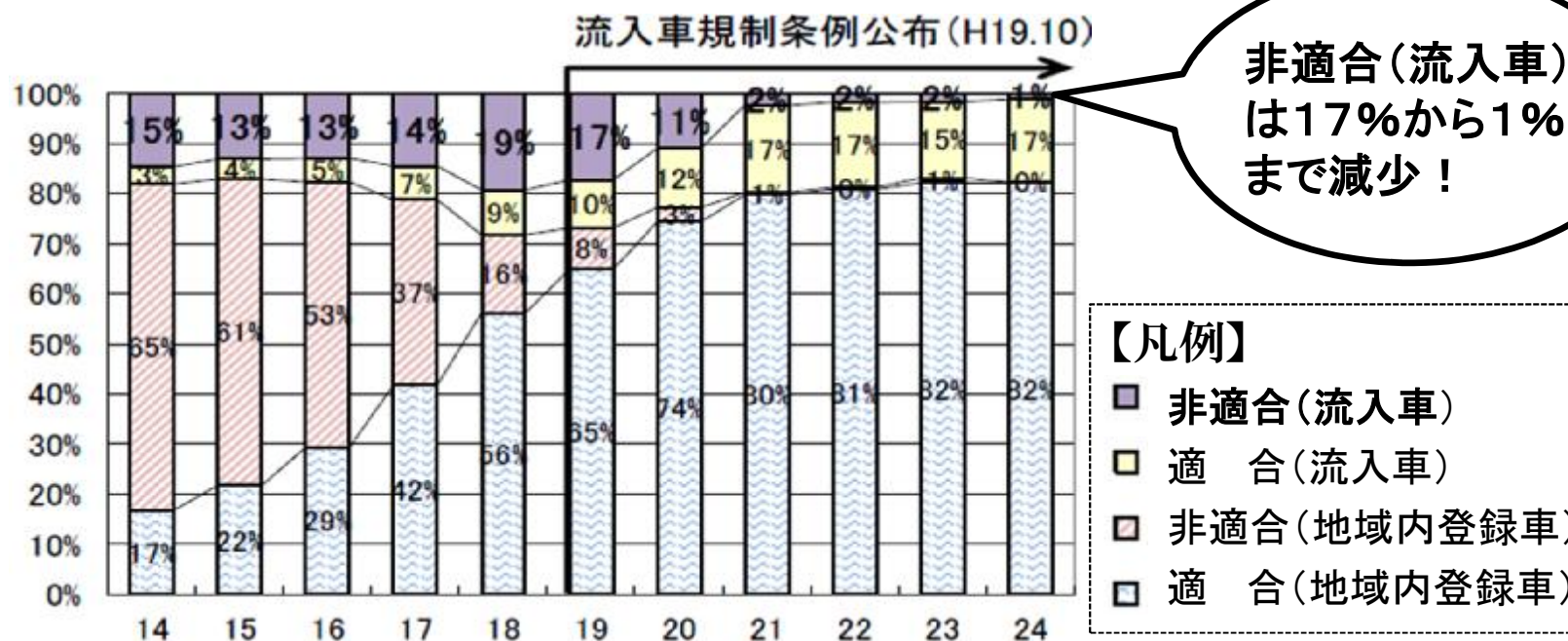
流入車規制

○ 規制内容

- 車種規制 非適合のバスやトラックなどの発着を禁止

※適合車使用命令に従わない者に対し、氏名等の公表 (H24年条例改正)

- 適合車には 青いステッカー(右図) の貼付義務
- 荷主等や旅行業者 に適合車使用の求めを義務付け



3-(1). 反応系の大気汚染への対応

PM2.5に対する取組み

○ 常時監視体制の構築

- ・府17局、政令市27局の計44局(4/1現在)
- ・成分分析は6局で実施(H23,H24)

○ 大気汚染物質全体の削減

- ・自動車NO_x・PM総量削減計画の推進
(流入車規制の推進など)
- ・法、条例に基づく工場・事業場への規制
- ・自主的取組によるVOC排出抑制

○ 調査研究の推進

○ 高濃度が予測される場合の注意喚起



3-(1). 反応系の大気汚染への対応

PM2.5注意喚起について

○ 注意喚起のための暫定的な指針 (3/1 環境省公表)

- ・指針値：日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$
- ・午前5～7時の1時間値の平均値を一般局ごとに算出し、複数測定局の中央値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える場合



○ 府の対応

- ・6地域ブロックに分け、国の指針に基づき注意喚起

- ・黄砂飛来時の情報提供 (府独自)

(8/1現在、発動に至らず)

大阪府 大気汚染常時監視のページ

大阪府内の大気汚染状況について、大気環境常時監視システムを用いて、リアルタイムに測定データを情報提供しています。

現在の
大気汚染状況
(速報値)

光化学
スモッグ
発令情報

データ
ダウンロード

過去の
常時測定結果

◆ 大阪府内の本日のPM2.5濃度状況及び注意喚起について

本日、平成25年5月30日、PM2.5の濃度は国の指針による注意喚起レベル以下です。
(お知らせ更新時刻：7時15分)

地域	注意喚起の濃度レベルを超えた地域(※1)にはOが付きます	1時間値の平均値の中央値($\mu\text{g}/\text{m}^3$) (※2)
大阪市		20.7
堺市		24.3
北摂		16.9
北・中河内		15.9
南河内		9.0
泉州		24.8

5～7時の平均値の中央値を自動的に表示

3-(1). 反応系の大気汚染への対応

反応系の大気汚染への対応

- 環境モニタリングなど科学的知見の収集の継続・充実
- 環境農林水産総合研究所、国、他自治体、民間の研究機関との連携により、今後の対策検討を見据えた調査研究の充実
 - ・大気中での反応・生成メカニズム
 - ・広域的な移流の影響をどの程度受けているか

引き続き

- ・従来から実施しているNO_x、VOCなど規制等の対策を通じて、PM2.5やO_xの前駆物質の削減
- ・PM2.5の情報や注意喚起を的確に発信する体制を継続

3-(2). 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底 解体等におけるアスベスト飛散の不適正事案

経緯

H9年4月 大気汚染防止法改正施行

- 吹付け石綿を対象に、解体作業に係る飛散防止対策を義務付け

H17年6月 クボタショック

- 「尼崎市の柵クボタ旧神崎工場の従業員が石綿が原因で死亡した」と大きく報道

H18年1月 府条例改正施行

- 石綿含有成形板を対象に届出制度、全ての解体等工事に対し事前調査等を義務付け



アスベスト解体現場パトロール

不適正事案の事例:

- ・事前調査が不十分で、作業中に石綿含有建材が発覚
- ・敷地境界において基準値(10本/L)を超過



- ・作業の一時停止を指導
- ・事前調査の再実施を指導

【課題】

- ・建築物等の構造上、表面に現れていない建材については、目視では分からない
- ・建材中の石綿含有が判明するまで、行政指導による対応となる

3-(2). 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底 不適正事案への適正な対応～条例改正

改正法との整合を図りつつ、不適正事案へのより効果的な対応のため、条例改正に向けて、石綿飛散防止対策部会にて審議中

【主な検討事項】

1. 事前調査について

- (1) 事前調査の手法及び調査項目
- (2) 事前調査結果の記録及び保管

2. 法改正に伴う法と条例の整合について

- (1) 届出義務者
- (2) 事前調査結果の発注者への説明

3. 大気濃度測定について

府条例の敷地境界基準と検討中の国の基準の整理

4. 立入検査の対象の拡大について